

今一度確認を

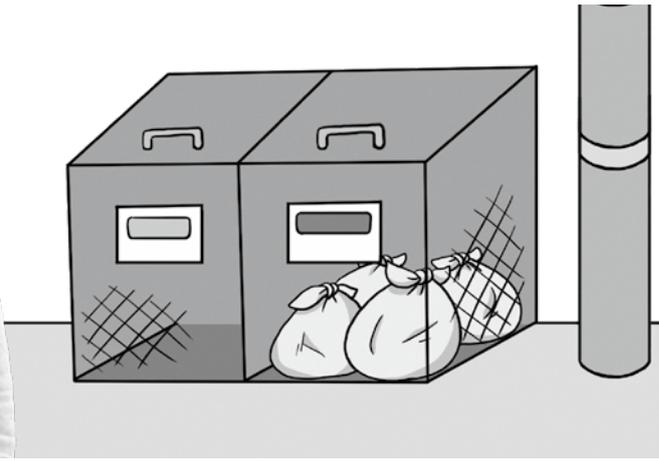
# ごみの出し方と

# ペットの飼い方の注意点

問い合わせ

環境課生活環境室

☎53・2111 (内線3311) または各支所地域振興課市民生活室



## きちんと分別、リサイクル

記事ID 0001267

ごみは「ごみの分け方・出し方」の冊子をよく確認して、分別した状態でごみステーションに出してください。冊子の中でよく分からない部分がある場合は、お問い合わせください。



▲「ごみの分け方・出し方」

## ごみステーションの使い方

ごみステーションはきれいに使いましょう。ルール違反でごみが収集されずに残された場合は、必ず出した本人が持ち帰り、ルールを守り、正しい取



集日に出しましょう。ごみステーションは町内や集落で管理しています。自身で利用できるごみステーションが分からない場合は区長やアパートの管理人に確認し、指定外のごみステーションにはごみを出さないでください。ごみステーションを間違えて利用した場合は不法投棄とみなされ罰せられる場合があります。

## 問い合わせの多いごみの出し方

- スプレー缶は必ず使い切り、中を空にして缶の口に出してください。
- プラスチック製のバケツやおもちゃなどはプラスチック製容器包装ではありません。燃やすごみに出してください。

## 動物の飼育は責任を持って

記事ID 0013366

犬や猫も社会の一員です。愛される存在であるように、マナーを守って飼育しましょう。

○犬を散歩させる時は、必ずフンを持ち帰るよう準備をしてから出かけ、屋外に犬のフンを放置することのないようにしてください。

○猫は、新潟県の条例で、完全室内飼育が推奨されています。外に出る猫は、交通事故や病気のリスクが高く、寿命は室内飼育の半分くらいといわれています。室内での飼育を心がけてください。

○野良猫に餌を与えている人も、飼い主と同様に猫の管理者として責任があります。野良猫に餌を与えるのは住みつく原因となりますので絶対やめてください。

